

素案（R4年2月24日）

## 市民参加条例の在り方について

＜報告書＞

2022年（令和4年）3月  
第4次札幌市市民自治推進会議

## 報告にあたって

第4次市民自治推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定についての検討を行うための機関として、2020年（令和2年）3月に発足したものであり、札幌市の施策・制度の評価と条例の規定についての検討結果について、2022年（令和4年）2月に報告書を取りまとめたところです。

更に、当推進会議では上記の評価及び検討と併せて、条例第21条第7項に「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」と定められていることを受けて、市民参加条例の在り方についても検討を行うため、第3次市民自治推進会議で示された検討にあたって着目すべき視点を踏まえつつ、札幌市における市民参加の取組状況、市民自治に係る市民アンケート結果、他都市における市民参加条例の運用状況など、様々な角度から現況の把握に努めるとともに、議論を重ねてまいりました。

検討結果の詳細は以下に記すとおりですが、本報告を元に、今後、市民参加条例についての検討を進めていただくとともに、これまで以上に、市民自治・市民参加の推進に努めていただくことを期待しています。

<第4次市民自治推進会議 委員>  
(座長以外50音順、敬称略)

石黒 匡人 (座長)  
池田 真弓  
柴田 崇行  
鈴木 克典  
武岡 明子  
皆川 智司  
宮本 奏

いったん事務局作成による文を掲載しているが、実際の掲載文については座長と相談の上、整理する予定

## < 目 次 >

1 検討の概要	1
(1) 検討事項	1
(2) 検討の工程	1
2 市民参加条例の在り方について	3
資料集	6
札幌市自治基本条例	7
札幌市市民自治推進会議規則	13
第4次市民自治推進会議委員名簿	14
第4次市民自治推進会議の概要・資料	15

## 1 検討の概要

### (1) 検討事項

札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条で、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないとされており、その評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるように努めることとされている。

また、条例第32条で、市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずることとされている。

市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、札幌市が第31条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び第32条に基づく条例の規定についての検討を行うにあたって、市民の意見を聴き、適切に反映させるための仕組みの1つとして、第33条に基づき設置される機関である。

第4次推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、2020年（令和2年）3月18日からの2年間を任期とし、公募による市民委員2名を含む7名の委員で構成され、第31条及び第32条に基づく評価及び検討を行ったところであるが、条例第21条第7項において「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」と定められていることを受けて、第3次推進会議で、市民参加条例を今後検討していくにあたって着目すべき視点が示されたことから、市民参加条例の在り方についても、併せて当推進会議で検討を行うこととしたものである。

### (2) 検討の工程

当推進会議は、自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告（2022年（令和4年）2月報告）も含めて、今回の市民参加条例の在り方に係る報告に至るまでに計12回の会議を開催した。[表1]

第1回の会議において、推進会議の趣旨や札幌市におけるこれまでの取組等についての説明を事務局から受け、第2回～第3回の会議で市民参加条例の在り方について議論を行った。

第4回～第11回の会議においては、主に条例第31条及び第32条に基づく評価・見直しについての議論及び報告内容の整理を行ったところであり、改めて第12回会議において、これまでの議論を踏まえ、市民参加条例の在り方に係る検討の総括と報告内容の整理を行った。

表1 第4次市民自治推進会議の開催状況

第1回 2020年(令和2年)3月18日開催	座長の選出、推進会議の趣旨・想定スケジュールの確認、事務局からの札幌市における市民参加の主な取組等の説明
第2回 2020年(令和2年)6月26日開催	市民参加条例の在り方についての検討

第3回 2020年(令和2年)8月24日開催	市民参加条例の在り方についての検討
第4回 2020年(令和2年)11月5日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に前文・第1章～第5章)
第5回 2021年(令和3年)1月14日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第6回 2021年(令和3年)3月26日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第7回 2021年(令和3年)7月7日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章～第8章)
第8回 2021年(令和3年)11月12日開催	条例の規定についての検討の総括
第9回 2021年(令和3年)11月26日開催	条例の規定についての検討の総括 札幌市の施策・制度の評価の総括
第10回(書面会議形式) 2021年(令和3年)12月27日～ 2022年(令和4年)1月14日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容についての検討
第11回 2022年(令和4年)1月21日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容決定
報告書「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について」2022年(令和4年)2月	
第12回 2022年(令和4年)2月24日開催	市民参加条例の在り方についての検討の総括 市民参加条例の在り方に係る報告書の内容決定
報告書「市民参加条例の在り方について」2022年(令和4年)3月 【本書】	

## 2 市民参加条例の在り方について

当推進会議では、市民参加条例の在り方について、次のとおり提言するものである。

自治基本条例の制定に当たり、札幌市では、条例素案の検討に向けた議論を深めるため、平成 16 年 7 月～平成 17 年 12 月の期間において、市民公募委員や学識経験者等で構成された「市民自治を進める市民会議」が設置されており、その最終報告書では「自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます」と言及されている。

これを受けて自治基本条例第 21 条第 7 項は「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。」と規定しており、自治基本条例制定時の経緯を鑑みると、同規定は市民参加条例の制定を想定していたと捉えられる。

また、自治基本条例はその性質上、理念的な条項が中心となっており、実際に市民参加を行うための手法や、市民参加の将来像についての具体的な記述は少ないものとなっており、市民参加に関する条例を制定することが必要と認められる。

しかしながら、他方で、自治基本条例に基づいた札幌市における現行の取組において、市民参加が十分に進んでいるかどうか、また否とすれば何が不足しているのかなど、市民参加に係る現状を客観的に適切に評価することが可能になっているとは言い難いと思われることから、市民参加条例の制定により市が目指そうとする方向性や在り方を定めることも、現時点では難しいと考える。

また、今は自治基本条例自体の認知度が高いとは言えない状況にあるが、市民自治・市民参加の促進について、市民の関心がさほど高くない段階において市民参加条例の制定を進めたとしても、その意義が十分に理解されず、条例制定による市民参加の機運が思うように高まらないことも懸念される。したがって、市民参加に対する市民の理解がより一層深まり、更なる市民参加の促進が図られるのであれば、条例制定の意義は大きなものとなるのであり、条例を検討する際には、このことも考慮して進めることが重要と考える。

なお、市民参加条例の制定により期待される効果の一つとして、市の市民参加に係る取り組みが条例の趣旨に沿って行われているかどうかの確認が行われることが挙げられるが、そのためのチェック体制の整備に当たっては、一般的に確認する内容・範囲を広げる程、必要となる行政コストも増えることが想定される。このため、市民参加条例制定の検討を進めていくのであれば、どの程度のチェック体制とすることが望ましいのか、方針を整理する必要があると考える。

以上を踏まえ、当推進会議としては、市民参加条例の制定は札幌市における更なる市民参加を促進する大きな可能性を有しており、将来の方向性として、制定に向けた取組を進めていくことが望ましいが、現時点では具体的な条例案の策定に取り掛かるまでの段階に至ってはおらず、市民参加条例の制定を進めるには、順を追って課題を整理していくことが必要と考える。

そのため、まずは市民参加条例の制定により、札幌市がどのような姿を目指すのかを示すためにも、

市は現状における市民参加の進捗度合いを市民が共通して認識できるよう、適切な評価手法の確立に向けた検討に取り掛かると共に、市民の市民自治・市民参加に対する関心を高め、市民参加条例の制定に向けた機運を醸成していくための、効果的な手法の検討に取り組んでいくべきであるとする。





# 資料集

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

### 第 2 章 市民

#### 第 1 節 市民の権利（第 6 条・第 7 条）

#### 第 2 節 市民の責務（第 8 条・第 9 条）

### 第 3 章 議会及び議員（第 10 条—第 12 条）

### 第 4 章 市長及び職員（第 13 条—第 15 条）

### 第 5 章 行政運営の基本（第 16 条—第 20 条）

### 第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

#### 第 1 節 市民参加の推進（第 21 条—第 24 条）

#### 第 2 節 情報共有の推進（第 25 条—第 27 条）

#### 第 3 節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第 28 条・第 29 条）

### 第 7 章 他の自治体等との連携・協力（第 30 条）

### 第 8 章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第 31 条—第 33 条）

### 附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘なる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和 38 年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

（この条例の位置付け）

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

（まちづくりの基本原則）

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

## 第2章 市民

### 第1節 市民の権利

（まちづくりに参加する権利）

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

（市政の情報を知る権利）

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

### 第2節 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第3章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

#### 第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

#### 第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。

4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市

民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。

3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

（財政運営）

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価）

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（公正で信頼の置ける行政運営の確保）

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。

3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

## 第6章 基本原則によるまちづくりの推進

### 第1節 市民参加の推進

（市政への市民参加の推進）

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

（住民投票）

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。  
(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

## 第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

## 第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

## 第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

#### 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

##### (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。  
(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

##### (市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年条例第42号）

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 札幌市市民自治推進会議規則

平成 26 年 10 月 6 日規則第 52 号  
改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 33 条第 8 項の規定に基づき、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第 2 条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 部会は、推進会議の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を推進会議に報告する。

2 部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、座長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、第 4 条第 1 項及び第 2 項中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民文化局において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の推進会議に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に推進会議の座長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則（平成 28 年規則第 21 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



## 第4次市民自治推進会議 委員名簿

※ 2020年(令和2年)3月18日委嘱、座長以外50音順、敬称略

いしぐろ まさと 石黒 匡人 (座長)	小樽商科大学商学部 教授
いけだ まゆみ 池田 真弓	市民委員
しばた たかゆき 柴田 崇行	旭水町内会 顧問
すずき かつのり 鈴木 克典	北星学園大学経済学部 教授
たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学地域共創学群 教授
みなかわ さとし 皆川 智司	市民委員
みやもと かなで 宮本 奏	NPOファシリテーションきたのわ 代表

## 第4次市民自治推進会議の概要・資料

「■会議資料」の項目には、会議で配付・使用した資料を記載しており、【 】は当該資料の本書への掲載ページを示す。

なお、第4回～第11回までの会議概要は、当推進会議における2022年（令和4年）2月の報告書「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について」に係る内容であるため、本報告書では掲載を省略している。

また、本報告書の素案（第12回資料1）及び既に冊子として別途作成・公表されている資料についても掲載を省略している。

<b>第1回</b> 2020年(令和2年)3月18日(水) 10:00～12:00 札幌市役所13階1号会議室
--

■出席委員 全員（7名）

### ■会議の概要

#### ① 委員の委嘱

当推進会議の発足に伴い、公募の市民委員2名を含む委員7名の委嘱を行った。

#### ② 座長の選出

市民自治推進会議規則第2条第1項に基づき、委員の互選により石黒委員を座長に選出した。

#### ③ 事務局からの説明

##### ・会議の目的及びスケジュールについて

当推進会議では、令和3年度までに概ね9回の会議を開催する予定であり、条例第31条に基づく市の施策及び制度の評価と条例第32条に基づく条例の規定の検討、更には前期の第3次推進会議で検討の視点が整理された、市民参加条例の在り方に係る検討を行うことを説明した。

##### ・これまでの議論の状況、札幌市の取組について

第2回会議で議論するテーマである「市民参加条例の在り方の検討」に向け、これまでの推進会議における議論の状況や、札幌市の市民参加の主な取組、令和元年度に実施した市民インターネットアンケート調査の概要等について説明した。

### ■会議資料

- ・資料1 市民自治推進会議委員名簿【■ページ】
- ・資料2 市民自治推進会議関係規程【■～■ページ】
- ・資料3 第4次市民自治推進会議について【■ページ】
- ・資料4 第3次市民自治推進会議「市民参加条例の検討に向けた視点について（報告書）」の概要【■～■ページ】
- ・資料5 市民インターネットアンケート調査（速報版）【■～■ページ】
- ・資料6 札幌市における市政への市民参加の主な取組【■ページ】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

①事務局からの説明

- ・市民ワークショップ、市民インターネットアンケート調査  
令和元年度開催の市民ワークショップの概要、第1回会議で説明した市民インターネットアンケート調査の自由記載欄の内容等について説明を行った。
- ・他自治体及び札幌市の条例等  
他の自治体で既に制定されている市民参加条例等の特色、札幌市における市民参加に関連する条例や要綱等の概要に関する説明を行った。
- ・市民自治推進に関する札幌市の評価  
市民自治・市民参加の取組について、札幌市としてどう評価しているかを捉えるため、市民自治推進本部の会議資料、行政評価における事業評価調書の内容について説明を行った。
- ・市民参加条例の検討に向けた視点の検証  
第3次推進会議で整理された、市民参加条例を検討するにあたっての7つの視点に基づき、今後の検討において参考となる情報をまとめた資料について説明した。

■会議資料

- ・資料1 市民自治を考える市民ワークショップ【■ページ(表紙以外は冊子につき省略)】
- ・資料2 市民インターネットアンケート調査(自由記載欄追加)【■~■ページ】
- ・資料3-1 他自治体の市民参加条例等について【■~■ページ】
- ・資料3-2 札幌市の市民参加関連条例・要綱等について【■~■ページ】
- ・資料4-1 平成27年度市民自治推進本部会議資料(抜粋)【■ページ】
- ・資料4-2 令和元年度行政評価事業評価調書(平成30年度事業)【■~■ページ】
- ・資料5 市民参加条例の検討に向けた視点の検証【■~■ページ】
- ・参考資料 第3次市民自治推進会議報告書(平成28年11月、平成29年10月)【冊子につき省略】

■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

①事務局からの説明

- ・札幌市における市政への市民参加の主な取組  
広聴事業を通じた市民意見の提案件数等、市民参加の状況について説明を行った。

## ② 市民参加条例の在り方に係る検討

市民参加条例の在り方について検討を行い、条例化にあたっての機を熟させるためにどういうことが必要か検討していくことが一応の意見の一致であった旨が確認され、次回以降の自治基本条例全体の見直しに向けた議論の中で、市民参加についても引き続き検討することでまとめられた。

### ■会議資料

- ・資料1 札幌市における市政への市民参加の主な取組【■ページ】
- ・資料1(補足) 令和元年度市民参加の実施結果一覧【■～■ページ】

<b>第3回～第11回 掲載省略</b>
----------------------

<b>第12回</b> 2022年(令和4年)2月24日(木) 15:00～17:00 札幌市市民活動ポートセンター1・2会議室
--

■出席委員 全員(7名)

### ■会議の概要

(会議終了後に作成)

### ■会議資料

- ・資料1 市民参加条例の在り方について(報告書素案)【省略】
- ・資料2 市民参加条例の在り方についての検討(第11回会議配付資料)【■ページ】